



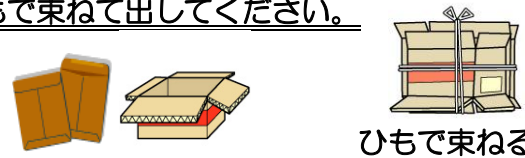


燃やせるごみに出してませんか？

紙類と古布

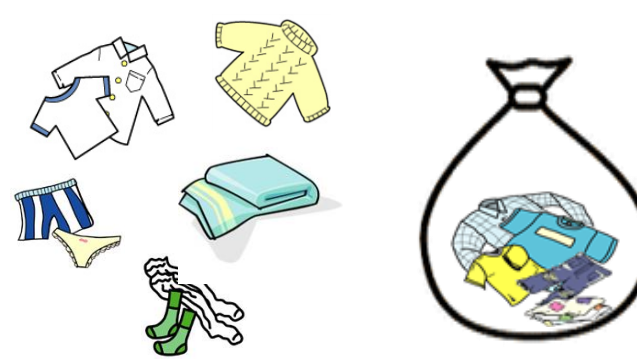
燃やせるごみの減量目標の達成のため、平成25年11月1日から家庭ごみ戸別収集・有料化を実施しました。実施後は、前年度に比べて燃やせるごみは安定的に減少していますが、まだ燃やせるごみの中に資源となる紙類が20%以上含まれています。さらなる減量には、紙類の分別が必要です。



<p>新聞</p> <p>新聞紙と折込チラシ(広告類)一緒に出せます。 ひもで束ねて出してください。</p>  <p>ひもで束ねる</p>	<p>牛乳等紙パック</p> <p>10枚以上まとめて出してください。 洗ってひらいてから乾かして束ねてください。 ※内側がアルミコーティングされた紙パックは「雑がみ」として出してください。</p>  <p>ひもで束ねる</p> <p>※店頭回収をご利用ください。 できるだけ買ったお店の回収ボックスに返却するようにしてください。</p>	<p>雑誌・本・雑がみ</p> <p>名刺や付せん、メモ用紙などの小さい紙は、袋に入れて、出してください。 ※汚れのひどいものは「燃やせるごみ」に出してください。</p>  <p>ひもで束ねる</p> <p>シュレッダー</p>  <p>別袋に入れ空気を抜き、口をしぼって出してください。</p> <p>袋に入れる</p> <p>※「雑がみ」とは、紙箱、菓子箱、包装紙、紙袋、封筒、はがきなど</p>
<p>ダンボール・茶色紙</p> <p>ダンボールは断面が波模様か蜂の巣模様です。 茶色紙は、破った断面が茶色のものです。 ひもで束ねて出してください。</p>  <p>ひもで束ねる</p>		

古布

布・衣類は、必ず洗濯して乾かしてから出してください。
※ボタン、チャックなどはそのままOKです。




※下着類、くつした、ハンカチ、スカーフ、毛布なども出せます。

紙類は、トイレットペーパー・新聞用紙・雑誌・ダンボール など、新しい紙に生まれかわります。

古着として再利用されたり、反毛(はんもう)・ウエスに生まれかわり再利用されます。

資源にならない紙類 (禁忌品)


- においがついた紙(洗剤の箱、石鹸の個別包装紙など)
- 汚れている紙(使用済みのティッシュ、ペーパータオルなど)
- 防水加工されている紙(紙コップ、ヨーグルトの容器など)
- 感熱紙(爪でこすると黒くなるレシートなど)
- カーボン紙(裏面が青いカーボンがついた領収書など)
- アルミ・ビニールコートされた紙(少し破いたらビニールが見えるもの)
- 写真【写真プリント用プリンター用紙を含む】
- 食品などがついた汚れた紙(ピザ、ケーキの箱など)



*汚れのひどいものは、燃やせるごみに出してください。

資源にならない布類

敷布団、掛布団、座布団、枕、じゅうたん、カーペット、マット、便座カバー、使い込んだ雑巾、スリッパ、こたつの下敷き、ペット用の毛布、ペット用のタオル、ぬいぐるみ、会社の制服・ユニフォーム、ベットマット、ベットパット、スニーカー、仕立てくず(裁断くず)



分別のポイント

袋のワンサイズダウンにチャレンジ!

燃やせるごみと紙・布などの資源は種類ごとに置き場所を決めておくと分別しやすいです。

資源物の回収「集団回収」を地域でしましょう!

集団回収とは、家庭から出る新聞・段ボール・雑誌・雑がみ・古布・紙パック・缶・びんなどの資源物を自治会・子ども会などで自主的に回収を行い、契約した回収業者に引き渡すリサイクル活動です。リサイクルを進め、地域のみなさんの交流の場になり、資源物の引取り代金と市からの補助金(立川市資源再生利用補助金交付制度)も活用できます。

制度に関することは、ごみ対策課ごみ対策係 531-5518にお問合せください。



詳しくは、資源とごみの分別ハンドブックをご覧ください。直接ごみ対策課 531-5518にお問合せください。

